

平成26年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成26年12月16日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第9号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第10号 塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例

議案第11号 塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

議案第14号 塩尻市ふれあいセンター広丘の指定管理者の指定について

議案第19号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費15目 市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第21号 平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

請願12月第1号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

陳情12月第1号 戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情

陳情12月第6号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情

陳情12月第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

陳情12月第5号 介護従事者の処遇改善を求める陳情

○出席委員

委員長	宮田 伸子 君	副委員長	鈴木 明子 君
委員	五味 東条 君	委員	務台 昭 君
委員	金田 興一 君	委員	中原 巳年男 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明員 長野県医療労働組合連合会書記長 傳田 泉 君

○議会事務局職員

庶務係主事 高津 彬 君

午前10時00分 開会

○委員長 皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから12月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席をしております。この際申し上げます。審査に関する御発言は、委員、職員ともに録音しておりますので、全てマイクを使用させていただきますよう御協力をお願い申し上げます。審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めましておはようございます。お忙しいところ、また荒天の中、福祉教育委員会を開催をいただきまして大変ありがとうございます。申し上げますとおり、条例案件ほか、議案を御審査をいただくわけでございます。よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長 それでは、本日の日程を副委員長より申し上げます。

○副委員長 それでは、おはようございます。本日、これから議案の審査を行いまして、午後にわたると思いますが、請願・陳情の審査と進みます。その後、休憩を挟みまして協議会が予定をされております。きょうは視察を予定をしております。雪の中ですが、車を出していただけるということなので、つい先ごろ、国の指定を受けられました岩垂部長宅を視察させていただくことになっておりますので、楽しみに頑張ってください。その後、夕方17時45分より中信会館におきまして、福祉教育委員会の懇親会を開催したいと思いますのでよろしくお願いいいたします。以上です。

○委員長 当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、ただいまより議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査に関する職員のみのお出席といたしますので、随時退室を認めます。10月1日に異動をされた職員の方、自己紹介をお願いいたします。

[職員自己紹介]

議案第9号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

○委員長 それでは、審査に入ります。議案第9号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案関係資料をお手元をお願いいたします。議案集もあわせまして説明申し上げますので、お手元をお願いします。まず議案関係資料の32ページをお開きをください。32ページになります。議案第9号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営などの基準を定める条例につきましてお願いをいたしま

す。

1の提案の理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の公布により、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、新たな条例の制定をお願いするものでございます。この地域の自主性に関する法律は、第3次地方分権一括法と呼ばれているもので、介護保険法のほか、地方公務員法など74の法律が一括して改正されております。この法律によりまして、これまで国の省令等で定めていた事項を都道府県または市町村の条例で定めるよう、地方自治体に権限が委譲されたことから、必要な条例の制定をお願いするものでございます。

2の概要では、指定介護予防支援事業者が、事業を行うに当たっての人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めたものでございます。この指定介護予防支援事業者とは、市が指定する長寿課の中央地域包括支援センターと、平成22年4月に事業委託により開所いたしました、こまくさ野村の社会福祉法人恵和会の北部地域包括支援センターの事業を行うものを示しております。上記の介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業者の人員及び運営基準などを条例で定めるものでありますが、これまで厚生労働省で定めていたものを新設する条例において基準を定めたものであります。なお、新設する条例に掲載する基準は、国の省令で定める内容から文言等の一部改めた箇所がございますが、省令どおりの基準を条例に設けております。

次の3を飛ばして、4の条例の施行等は27年4月1日から施行をお願いするものでございます。

上の3に戻っていただきまして、条例の新旧対照表では、塩尻市指定地域密着型介護予防サービス事業に係る基準を定める条例につきまして一部改正をお願いするものでありますが、この改正は、今回新設する条例の附則を用いてこの条例の一部改正を行っております。この条例改正につきまして、右ページの33ページの新旧対照表をごらんください。この条例は23年10月に公布された第1次地方分権一括法により制定した条例でございます。第16条の右側の現行の条例文では、厚生労働省令を引用しておりますが、これを左側の改正案で、今回新設をお願いします条例を引用いたしたく、改正をお願いするものでございます。

次のページ、34ページをお願いいたします。第67条となります。第2号改正におきましても同様に、国の省令から市の条例を引用いたしたく、改正をお願いするものでございます。

それでは、新設する条例の内容につきまして御説明申し上げますので、別冊の12月定例会議案集の議案第9号の1ページをお開きをください。議案集、議案第9号塩尻市指定介護予防支援等の人員及び運営などの基準を定める条例の1ページ上段の目次をごらんください。第1章総則の中で、指定介護支援事業者は公平、中立に業務を行わなければならないなどの基本方針を定めております。第2章では、人員に関する基準として管理者の資格などの規定を、第3章の運営に関する基準として、苦情に対する具体的な取り扱い方法などの基準を定め、第4章では、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を。続きまして、第5章、第6章で編成しております。また附則では、27年4月1日から施行する規定を設けるとともに、先ほど御説明申し上げました指定地域密着型介護予防サービスに係る条例の一部改正の規定を設けております。条文ごとの具体的な内容の説明は省略させていただきますが、第1条から第34条まで、国の基準と同様の内容で人員及び運営などの基準を定めたものでございます。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の方より御質問はありませんか。

○副委員長 今説明があった議案第9号の条例についてお聞きしたいと思いますけれども、先ほど御説明の中にもありましたけど、2条の3で言っている指定介護予防支援事業者というのが包括支援センターということになるわけですか。

○長寿課長 先ほど申し上げたとおりですね、この第2条の法律のほうにございますけれども、これが指定管理事業者ですので、例えば北部地域包括支援センターですと、それを設置します恵和会さんの管理者を示します。ですから、地域包括支援センターの業務を行う代表者ということで解釈をお願いします。以上です。

○副委員長 引き続き、4の指定介護予防支援事業者はっていうところにあります、その事業の運営に当たっては、市とかいろいろ連携に努めなければならないっていう、いろんな施設名が挙がっていますが、その最後のほうに、住民による自発的活動によるサービスを含めたさまざまな取り組みを行うその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならないというのは、その事業者が地域の方たちとも結びつくようなそういう組織をつくって、そういうことを図っていくということなんですか。

○長寿課長 地域包括支援センターの業務内容につきましては、介護予防の要支援1、2の方に対しますケアプランの策定のほかには、権利擁護、特に近年虐待等ふえておりますので、権利擁護の関係も含めておりますし、あとは成年後見支援センターとの連携もございます。また、一般的にそれは高齢者の方の総合的な相談を行いますので、この第4号の中でそれぞれの福祉サービス、例えば福祉事務所の職員とか地域の民生委員さんと連携を努めるということで、新たな組織をつくるものではございませんけども、既存の組織の中で業務を運営してまいりたいものでございます。以上です。

○副委員長 続いていいですか。4ページになりますけども、指定介護予防支援事業者がサービスを提供していくことになると思うんですけども、その際、介護予防支援のサービスを受けるためには、受ける側としては要支援の申請が条件となるっていう、そういう申請をしてなければ、逆に言うと申請してあれば、認定というか、それが受けてなくても受けることができる、そういうふうになるんですか。

○長寿課長 地域包括支援センターの業務につきましては、まず要支援1、2の方のケアプランの策定も入りましますけども、その前段といたしまして、元気な高齢者の方を含めまして介護予防の教室も開催しておりますので、要支援1、2に該当しなくても、そういう総合的なものは介護予防の中で指導させていただいていますし、一般的な高齢者の相談におきましてもそういう業務をやっておりますので、全て認定を受けなくても対応させていただくような形となっております。以上です。

○副委員長 私ばかり済みません。介護予防支援の提供が開始されるのに、ここに9条の2に書いてあるように、申請が行われているかどうかを確認して、申請が行われていない場合には当該利用申し込みの意思を踏まえてっていうふうに書いてあるものですから、申請をしていない人はこの対象にならないっていうふうに読んでしまったんですけど、そうじゃないんですか。

○長寿課長 この第9条の第2項でございますけれども、これは介護予防の要支援1、2の、こういういろんなサービスでございますので、例えば要支援2の方が介護予防の給付を受けるためには、やはりこの申請をしていかなきゃいけませんので、必要に応じまして、例えば要支援1、2で該当して、そのサービスを受けない方にはそういう認定は必要ありませんけども、状況によりまして、2でサービスを受ける方はこういう申請をしていなきゃいけませんので、それをうたってあるものでございます。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 もう1つ、済みません。8ページになるんですけども、そこら辺から、担当職員はっていうのがたくさん出てくるようになりますが、この担当職員っていうのは、介護事業者との関係はどういう位置関係になるわけですか。

○長寿課長 今回のこの条例はですね、地域包括支援センターを行う者ですので、例えば北部包括ですと、そこに社会福祉士とかがおりますので、その職員を指しております。ですから、この事業者が雇用する職員に対してそういう規定を設けている。運営の基準を設けているというものです。よろしいでしょうか。

○副委員長 はい。

○委員長 ほかにございませんか。

○副委員長 済みません。これは、国が今までやっていた要支援1、2に対してのサービスを地方自治体によっていう流れの中で行われていることだと思うんですけども、中身としては、利用者の人たちが今までと変わらなくサービスを受けたり提供を受けたりできるようにしていけるものだっていうふうに思っていますが、例えば予算的な問題で何か上限とかそういうものがありますか。

○長寿課長 現在のこれは、この事業は地域包括支援事業というのではございますけども、特別会計予算の中で地域支援事業につきましては、第5期計画3年間の総給付費の3%以内にとどめるという枠がございます。その3%を超えてしまいますと、市の持ち出しになりますので、これまで市のほうでは3%枠の中で対応しております。さらにまた介護保険法の今、改正がございまして、第6期、27から29年度中には、要支援1、2の方の介護給付費の一部が市町村に移行してきますので、若干その枠は変わりますが、今のところ今、国のほうで調整しておりますけども、うちのほうも新しい事業の中では枠の中で対応するように考えております。以上です。

○委員長 よろしいですか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例

○委員長 議案第10号塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 続きまして、議案関係資料の35ページをお願いいたします。35ページとなります。議案第10号塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の1の提案理由につきましては、前段の第9号議案と同様に、新たな条例の制定をお願いするものでございます。

2の概要につきましては、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の資格とした地域包括支援センターの業務を行う者の資格を法人としたいものです。

3の施行日は27年4月1日からとなります。

新設する条例の内容につきまして、議案集の議案第10号をお願いします。議案集のほうごらんになってください。議案第10号の第1条に趣旨を規定し、第2条で指定に係る申請者の資格といたしまして法の、介護保険法115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は法人である者とする規定を設けます。この法人とすることは、国の基準も法人としておりますし、高齢者や介護を必要とする方々に対します相談業務やサービスを安定的に提供するとともに、責任の所在を明確化するためにも法人とすることが最適であると考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問はありませんか。

○五味東条委員 具体的には、法人っていうのは例えば塩尻市でどういう、具体的に名前だとか、法人じゃないのもあるわけですか、今までは。

○長寿課長 今回、北部包括では社会福祉法人というものでやっておりますけども、この地域包括支援センター建てるときに、国の見解の中でこういう、例えば既存の社会福祉法人とか医療法人等ではなくて、地域において地域包括支援センターの運営として新たに、例えばNPO法人とか公益法人等を設立をして、こういう地域包括支援センターの受け皿をしてもいいよっていうことを言っておりますので、今のところは社会福祉法人ですけども、将来的に、例えば小さな地域包括支援センターを建てる時に、NPOとか、例えば公益法人でもこういう運営は可能だということで解釈をしております。以上です。

○五味東条委員 ということは、要するに27年の4月1日からは法人でなければいけないもんだから、今までそうしておったところはだめだということですね。

○長寿課長 これまでも、厚生労働省令の中で法人という規定がございましたので、現在塩尻市は長寿課の中で中央地域包括支援センター入っております。これは地方自治法の中で、市町村は法人とするという規定がございますので、中央包括支援センターも法人でございますし、北部、22年4月1日に委託しました社会福祉法人恵和会さんも法人でありますので、今のところはこの厚生労働省までの規定の中で法人という扱いで扱っておりますし、今後も27年4月以降も、NPO法人を含めまして法人ということで限定をさせていただきたく考えております。以上です。

○五味東条委員 いわゆる各個人のNPOだとかやってるのは別にして、いわゆる包括センターっていうのが、要するに法人だということだもんだから、そこに属してるというような解釈でいいってことですか。

○長寿課長 そうですね。市から指定をさせていただきますので、それが例えば、個人では指定できませんけども、NPO法人ということで法人格がございましたら指定をさせていくような形でございます。委員さんのおっしゃるとおりです。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

○金田興一委員 今と同じあれなんですけど、この法の第115条の22の第2項1号、この関係ちょっと私わからないもんですから、質問大変失礼ですけども、この法人って一括言っちゃうと、いわゆる有限会社、株式会社全ての法人が入るのかなっていう、そんな気がしちゃうんですけど、いわゆる民間に門戸を開いたような形な

のかなという捉え方もできるんですが、ちょっと教えてください。

○長寿課長 先ほど申し上げましたとおり、法人ということでありますので、市内の例えば介護保険事業者見てきますと、株式会社のところでもそういう介護保険事業者なっております。今回も法人ということですので、例えば株式会社でも構いませんし、NPOでも構いませんので、その辺は法人という1つの枠の中で解釈をしております。以上です。

○金田興一委員 全ての法人という理解でいいわけですね。ありがとうございました。

○委員長 ほかにございませんか。それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

○委員長 議案第11号塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 議案関係資料の36ページをお願いします。議案第11号塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の1の提案理由は、前段の第9号、第10号議案と同様に新たな条例の制定をお願いするものでございます。

2の概要につきましては、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めたいものでありますが、この包括的支援事業とは、地域包括支援センターが要支援1、2の方に対しますケアプランの作成や元気高齢者の皆さんを含めた介護予防事業、高齢者の総合的な相談業務などを総合的に、包括的に行う業務及び事業のことを言います。なお、前段の2つの条例は、指定介護予防支援事業者に係る運営基準や指定に当たっての要件を定める条例となりますが、この条例は介護保険法の規定に基づきまして、指定介護予防支援事業者が業務を行う地域包括支援センターとしての基本方針や職員の基準を定めるものでございます。

3の施行日は27年4月1日から施行をお願いするものでございます。

具体的な内容につきまして、議案集の議案第11号をお願いいたします。議案集になります。議案集第11号の第2条の基本方針では、地域包括支援センターが行う業務運営に対しまして、介護保険法施行規則に定められている基準と同様の基本方針を規定したいものでございます。第3条の職員の基準におきましても、国の施行規則と同様の基準を定めております。第3条第1項では、1つの地域包括支援センターが担当する区域における65歳以上の第1号被保険者の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにおくべき原則的な常勤の職員数、これは原則的な常勤の職員数を定め、第2項では、おおむね3,000人未満の地域包括支援センタ

一を設置する際の目安となります職員配置基準を定めたいものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の方より御質問ありませんか。

○副委員長 この職員基準ですけれども、現在塩尻市が2カ所ある包括支援センターにおきましては、この条件についてはどのようになっていますか。

○長寿課長 お答えさせていただきます。現在、中央包括支援センターでは、東部エリアの大門、東、北小野地区、西部のエリアの洗馬、宗賀、檜川をやっておりますけれども、中央包括では26年4月末の第1号被保険者数が1万283人になっています。職員数では保健師3人とありまして、中央包括では十分満たしております。ただ、北部包括の管轄が高出、広丘、吉田、片丘地区で、26年4月末現在の第1号被保険者数が7,760人。この規定でいきますと、今現在、北部包括の職員数が保健師が1名と社会福祉士1名、主任ケアマネさんが1人ということと、あとはケアマネが2人で合計5人ですけれども、現在北部では若干基準に満たしておりません。ただ、あくまでもこれは、国は目安であって基準ということで、現在のこの職員5人の中で対応して、日々に支障が出ておりませんので、今後第1号被保険者もふえてまいりますので、その際にはまた委託料の中で職員を充実するように考えております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○副委員長 この地域包括支援センターについて、先ほどの条例で、法人であれば申請ができるというようなことになっていくわけですけれども、今後こういった民間のというか、包括支援センターが、小規模なものができにく可能性というものはどんな感じでしょう。

○長寿課長 先ほど申し上げました中央包括、長寿課で行っているところが、東部と西部エリア2つ兼ねておりますので、将来的には西部エリアの洗馬、宗賀、檜川地区さん、これが大分進んでおりますので、将来的には西部にもう1つつくったほうがいいかなと考えておりますし、また高齢化が大分進んでまいりますと、この小さな、例えば檜川地区あたりも1つのものが必要なとも考えております。ただ、今北部のほうの委託料が2,000万円ほどかかっておりますので、その辺の費用を見ながら考えておりますけれども、必要性につきましては、やはり第1号被保険者数もふえてきますので、将来的には東部、西部、北部、1つずつはやはり必要なと考えております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 塩尻市ふれあいセンター広丘の指定管理者の指定について

○委員長 議案第14号塩尻市ふれあいセンター広丘の指定管理者の指定についてを議題とします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案関係資料39ページをお開きください。ふれあいセンター広丘の指定管理につきましては、募集期間を9月24日から10月24日までとしまして市ホームページで公募をいたしましたところ、塩尻市社会福祉協議会から申請書の提出がありました。11月11日に塩尻市公の施設指定管理者選定審査会が開催され、同日、審査会長名で塩尻市社会福祉協議会を指定管理者の候補とする旨の通知をいただきました。指定管理者を指定することにつきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2番の概要になりますけれども、指定管理者の指定する施設は、塩尻市ふれあいセンター広丘、施設の所在地は塩尻市大字広丘堅石2150番地1。指定の相手方は塩尻市大字広丘堅石2145番地388、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会会長、持田明夫。指定の期間ですけれども、平成27年4月1日から平成32年3月31までの5年間です。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の方より御質問はありませんか。

○五味東条委員 社会福祉法人に指定することに対しては別にあれなんだけど、要は、みどり湖のああいっただ問題もありますので、以前社会福祉法人にやっとなんだけど、重油がずっと漏れて、社会福祉協議会にね。社会福祉協議会が指定管理者になっとなんだけど、ああいう大きな問題を抱えた中で、またこの法人が指定管理者になるということなんだけど、そういう議論はなかったですか、そのときには。

○福祉課長 社会福祉センターの問題が、今回のふれあいセンター広丘の指定管理者の選定について協議されたことはありません。

○五味東条委員 私はあれだけの税金を使って、あれだけの重油処理をしたことに対してね。やっぱり何の責任もなく、指定管理者をまたそこにやるということは、ちょっともう少し考えていただかないと。やっぱり指定管理者になったからには、そこできちんと重油の管理なりそういったものはきちんとしてもらわなければ、二度と同じようなことを起こしたら俺は困るなと思いますが、その辺はいかがです。

○福祉課長 社会福祉センターで確かに大きな事故はありました。ふれあいセンターにつきましても、施設管理も含めてということになりますので、その点につきましては、施設の、もし社会福祉協議会が指定管理者として本日お認めいただければ、施設の内容等につきまして十分な引き継ぎをする中で運営ができるように、市としてもサポートしていきますし、また毎年施設運営、事業運営等についてのモニタリングも必要になりますので、その中で一緒になって課題等を解決する、そんな取り組みをしていきたいと思います。また、ふれあいセンター広丘につきましては、市内で初めてのペレットボイラーを導入するということもありますので、その辺につきましても慎重な対応ができるようにサポートしていきたいというふうに考えております。

○五味東条委員 要望ですがね。聞くところによると、福祉センターの場合は何年も重油が漏れたらしいんじゃないかというような形だったようなんだけど、やっぱり職員の態度がおかしいと思うんだよね。管理者であるならば、それは前もって前からチェックをしておればね、あんな事故にならなかつたと思います。だから今度、ペレットボイラーするとかいうんだけど、やっぱり職員に、例えば浴場の管理は誰がやるとかね、燃料のチェック

は誰がやるとかさ、そういったことはきちんと担当を分けて、きちんと責任においてやってもらいたいというふうに思いますので、その辺はお願いします。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 これ、指定管理するについてね、それぞれ要綱だとか基準だとかいろいろな定めがあって、それに従ってやっていると思うんだけど、いわゆる社会福祉協議会から示された、自分たちは指定管理を受ければこういう方法でやっていきますというようなものはあるわけですか。

○福祉課長 私ども募集に当たりまして、募集要項、それから詳細を定めました仕様書を提示する中で、社会福祉協議会としてその内容に沿った申請内容で申請をしていただきまして、市が今回ふれあいセンター広丘で一番望んでいるのはですね、北部圏域が高齢化率が高くなってくる。塩尻市全体を見ても、介護予防、認知症対策の事業が必要だということの中で、北部圏域はもちろんですけども、市内全体の介護予防、認知症対策の拠点としての事業、役割を果たせるかどうかということを重点に置きまして審査をさせて、要望書等の内容を出していただきました。それに基づいて、審査会でも市としてどこを重点的に審査をしていただきたいかということをお私どものほうで御説明をさせていただいて、それに基づいて審査をしていただいたと思っております。ですので、ここで取り組みます事業が、全市のモデル事業となりうるような事業展開をしていただけるという提案もありましたので、今後に期待をしていきたいなというふうに考えております。

○永田公由委員 それ、あれですか、資料として委員会に提出していただけます。要は、市側が出したのと、福祉協議会からきたいろんな事業とかあると思うんですけど。

○福祉課長 募集要項と仕様書、それから社協から出てきた書類ということでしょうか。ちょっと厚くなりますけれども、提供はできますので。

○委員長 では、資料の提供を求めます。

○福祉課長 午後、あとでよろしいですか。

○永田公由委員 いいですよ。それと指定管理料というのは、もう既に決まっているわけですか。

○福祉課長 一応、事業の内容を踏まえまして、事業費、指定管理料を算定していただいておりますので、社会福祉協議会から提案されております金額につきましては、今回補正予算の債務負担行為の中で提案をしておりますけれども、年間3,978万2,000円という金額で5年間が管理料ということで出ております。

○永田公由委員 これは毎年見直しはかけていくわけですよ。

○福祉課長 一応5年間の事業計画と予算ということで提出をしていただいておりますので、内容につきましても、事業の内容等を踏まえながら検討をしていきます。またうちとしても、市としましても予算要求をする中で査定を受けていくことになると思います。

○永田公由委員 それと、このふれあいセンター広丘の場合ですね、職員はどんな体制になるわけですか。この4,000万円という指定管理料が決まっている中で、市側からいわゆる何人体制でやってくださいっていうようなことは指定しているわけですか。

○福祉課長 現在一応、正規職員2名、それから嘱託職員1名、あとパート職員を6名から8名くらいの範囲内で事業を回していただくということで話をしております。ふれあいセンター広丘につきましては、洗馬のふれあいセンターには配置をしておりますけれども、コミュニティソーシャルワーカーという資格を持った職員

を配置を予定しておりまして、市全体の地域課題、また解決の方法等を地域に入ってコーディネートしていただく、そんな取り組みもしていきたいと考えておりまして、その分が洗馬よりは増員になっております。また施設の中では、健康運動指導士という資格を持った職員、これはパート対応になろうかと思えますけれども、その人の体の状況に応じた機能回復の運動とかプログラムを組みながら指導をしていく予定でおります。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第14号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号塩尻市ふれあいセンター広丘の指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。説明を求めます。

○交流支援課長 議案第19号、別冊でございます。平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）、21ページをお願いいたします。15目市民交流センター費ですが、全て人件費関係の補正となっております。人件費につきましては、本年度の人事院勧告によりまして月例給の引き上げ改定を行っております。これに本年度中の人事異動に伴う内容等を加味いたしまして年度末までを見通した上、職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものであります。人件費につきましては、補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうから一括説明させていただき、以降、特殊なものを除いて各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、御了解をお願いいたします。以上でございます。

○福祉課長 それでは、補正予算（第4号）の23、24ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2つ目の白丸、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の子育て世帯臨時特例給付金は、当初給付対象者を7,400人余と想定しておりましたけれども、実際7,900人余が見込まれることから、不足する給付金を補正するものです。

2目障害福祉費2つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費、総合福祉システム改修委託料は、平成27年4月からの障害者福祉サービスにかかわります報酬が改定される予定であることから、システムの改修を行う必要があり補正をするものです。

次の白丸、障害者福祉サービス事業は、いずれも利用者の増加に伴い不足する給付金を補正するものです。

次の白丸、地域生活支援事業、手話通訳者・要約筆記奉仕員、それから費用弁償とも利用者の増加に伴い必要

な補正をするものです。

次の白丸、自立支援医療給付事業、更生医療給付費は、透析患者数の増加、また通院による透析の患者のうち入院となった人の増加によりまして、必要な補正をするものです。

○**長寿課長** 次のページ、26ページをお願いいたします。中ほど白丸の上から5つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金の補正は、特別会計の事務諸経費と職員給与費等の人件費の補正をお願いすることに伴いまして、法に定められた負担率に応じて算出した額を一般会計から特別会計に繰り出させていただきますよう、補正をお願いするものでございます。後ほど御審議いただきます議案第21号の特別会計補正予算(案)の中で詳しく御説明申し上げます。以上です。

○**こども課長** 続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。説明欄の3つ目の白丸でございますが、民間保育所支援事業、前年度保育所運営費国庫負担金返還金の111万円につきましては、民間保育園の入園児童数などに応じて国から交付されます支弁費負担金でございますけれども、これが前年度民間保育所に入園をいたしました児童数が当初の見込み数よりも実績が少なかったことに伴いまして、本年度その差額分を国に返還するものでございます。以上です。

○**福祉課長** では次のページ、27、28ページをお開きください。一番上の白丸になります。児童扶養手当支給事業、児童扶養手当システム改修委託料は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が本年4月16日に成立し、同月の23日に公布されました。それらに合わせまして、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が9月30日に公布され、児童扶養手当と公的年金給付費等との併給調整に係る改正につきまして、本年12月1日から施行されることになりました。この改正によりまして、これまで公的年金を受給する者は児童扶養手当の受給ができませんでしたが、12月1日以降、年金額が児童扶養手当額より低い者は、その差額分の児童扶養手当が支給されることになりました。そのため、この改正に伴いシステムの改修が必要となることから補正をするものです。

○**こども課長** 続きまして、2目児童運営費でございます。説明欄2番目の白丸の保育所運営費644万6,000円でございますけれども、最初の中点、臨時保育士賃金377万3,000円の増額をお願いしております。これは、途中入所いたしました児童や配慮児童に対しまして、加配保育士等の賃金でございます。本来であれば、フルタイムで勤務をできます嘱託保育士で対応すべきところでございますけれども、なかなか公募をしても応募がない状況下でパート対応をさせていただいたということでございます。ちなみに、4月以降途中入所でふえた児童数につきましては63人でございますが、その86%に当たります54人がゼロ、1歳児ということで、3人に1人の保育士が必要になる区分であったために、配慮児童に対する加配保育士も含めまして人材確保に苦慮しているという状況でございます。次の中点、電力使用料216万2,000円の増につきましては、単価の値上がりに加えまして、2つの保育園の調理室にことし設置されましたエアコンの使用料分が主な要因でございます。次の中点、上下水道使用料につきましては、未満児の増加に伴いまして、未満児用の小さなプールですけれども、夏季のプールでの使用量、量のほうですが、使用量がふえたこと、それから本年度整備をいたしました高出保育園の園庭の一部芝生化に伴いまして、散水に伴います水の使用量が増加いたしました51万1,000円を増額補正させていただくものでございます。以上です。

○**教育総務課長** それでは、予算書飛びますけれども、39ページ、40ページをお開きください。10款教育

費になります。1項1目教育総務費、事務局費でございます。そちらの一番下の白丸、結核対策事業でございます。こちらにつきましては、従来、檜川診療所の医師が木曾檜川小学校それから檜川中学校の学校医をやっていたいておりました。この26年4月からですね、指定管理になりまして、市の職員という身分からは外れて、今度は管理者の、指定管理者のお医者さんという形に変わっております。その結果ですが、今までの医師に払って、今までは、要は公務員としての業務内の業務という形の中でそれぞれの報酬、謝礼等を払っていなかったわけですが、その分を今回補正をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、同様の理由で補正を今回お願いいたすものが、この結核対策事業の健康診断の医師報酬、それから小学校費での学校医等報酬と、あと就学時健康診断謝礼、それから中学校費の中の学校医等報酬が同様の理由で補正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは次のページ、お願いいたします。41、42ページになりますが、2項1目の小学校費の学校管理費をお願いいたします。上から2つ目の白丸、小学校管理諸経費でございます。燃料費それから電力使用料につきまして、こちらにつきましては、単価の上昇等に伴いまして、実績により補正をお願いするものでございます。

その次の白丸、小学校施設改善事業でございます。こちらにつきましては、森林資源を活用した木育活動や環境教育の場づくりの一環といたしまして、ペレットストーブ1台を片丘小学校に試行的に導入するものでございます。現在Fパワープロジェクトで、地元のところですね、ああいった大きな施設が建設されております。そこにつきまして、財源といたしましては県費の補助金のほうが、国費の補助金もいただけるということの中で、今回試行的に1台を入れさせていただくものでございます。同様にこちらにつきましては、中学校費のほうでも丘中学校に1台を試験的に導入させていただきたいというものでございます。

それから、その下の2目教育振興費、教育振興扶助費の就学援助費でございます。こちらにつきましては、認定者数の増加に伴う補正を行うものでございます。当初予算では、小学生の対象者数を300人と見込んでおりましたが、実績を見ますと369人の支給対象者の見込みが出てまいりましたので、233万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次43、44ページをお願いいたします。小学校費の3目給食施設費でございます。上から3つ目の白丸、給食運営事業諸経費でございますが、燃料費につきましては、灯油単価の引上げ等に伴う増額を行うものでございます。また備品修繕費につきましては、厨房器具の老朽化等によりまして修繕費がかさんだために補正をお願いするものでございます。

続きまして3項中学校費の学校管理費でございます。中学校の上から2つ目の白丸、中学校管理諸経費につきましては、燃料費、電力使用料それぞれにつきまして、使用実績に伴う補正とさせていただくものでございます。

またその下の白丸、中学校施設改善事業につきましては、先ほど申し上げましたように、ペレットストーブの1基設置工事分等につきまして補正をお願いするものでございます。

次の2目教育振興費の教育振興扶助費の就学援助費につきましては、こちらにつきましては、当初予算の状態では一応認定生徒数を150人を見込んでおりましたけれども、224人が見込まれるために増額の補正をするものでございます。

それからその下、3目給食施設費でございますが、一番下の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、これも同様に灯油単価等の引上げ等に伴いまして、燃料費の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○**こども課長** 続きまして45、46ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費でございます。私立の幼稚園の支援補助金のうち私立幼稚園の就園奨励費補助金1,814万3,000円の増額につきましてお願いをいたします。例年6月くらいに国庫補助基準額が変更されまして、本年も増額の変更をされました。それに加えまして、入園児童数が当初予定していた数字等この時期に違ってまいりますので、この時期に補正をお願いをしているものでございますけれども、私立幼稚園へ通われている園児の保護者に対しまして、その保護者が所得等に応じて支払う保育料に対しまして補助金の支給額を増額するために補正をお願いするものでございます。ちなみに、当初212人を予定しておりましたが、現在273人の入園ということで増加しているということでございます。以上です。

○**社会教育課長** 同じページ、5目社会教育費1目社会教育総務費白丸、文化会館運営事業の指定管理料500万円の補正増をお願いするものであります。市文化会館レザンホールの館長が、法人採用の嘱託職員から市の派遣職員になったことに伴う人件費の補正増でございます。

続きまして2枚おめくりいただきまして、49ページ、50ページをお願いいたします。14目芸術文化費、委託料、弁護士委託料27万円ですが、芸術文化事業において市及び市教育委員会が提訴されたことによる弁護士の委託料であります。以上です。

○**スポーツ振興課長** ではその下、6項保健体育費2目体育施設費をお願いいたします。右側の体育施設管理運営事業の営繕修繕料でございますが、中央スポーツ公園の西テニスコートの照明改修、それから市営球場の防球ネットの補修などを行うものでありまして、いずれも早急に対応する必要があることから88万2,000円の増額をお願いするものであります。以上です。

○**委員長** それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほど説明を受けました部分についての質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。

○**副委員長** 28ページの保育所運営費のところ、上下水道使用料のところ、芝生化をしてその散水のための水道料ってというようなことで御説明いただいたんですけども、散水の水やなんかの、これから芝生化がね、もし広がっていくようなこともあろうかと思うんですけど、今度芝生化とセットでこう、雨水を利用できるようなそういうタンクの設置みたいなものを検討されてはいかがでしょうか。

○**教育総務課長** 施設整備のほうは私どものほうでやっておりますので。今回入れたのは高出保育園ですけども、今後そういった天水の雨水の利用等についても、今後1つの検討の課題ではないかなとは思っております。

○**副委員長** 検討してみてください。

○**金田興一委員** 私も今の鈴木委員と同じような感覚があったんですが、もう1つは、これからまた芝生化が進んでいったらすれば、水道事業部長は喜んでますよ。一生懸命で、庭へ水まいてくれって言っているんですが、この51万円のうちのどのくらいが散水にかかっているのか、ちょっと難しいかと思うんですが、上水道は使っているけど下水道は使ってないわけなんだよね。だから逆に言えば半分になるわけだよね。だから、そういうもの

をこれから、これは民間も含めてそういう不満の声は聞いていますが、水道事業苦しくなっちゃうんで難しいところだけでも、何か違和感を感じてるっていうのはあるんですね。水道使えば上水道と下水道、下水へ流さない水まで下水道料金がかかってくるっていうのを。そこらは難しいとこなんだけども、どのくらい散水にかかっているのかなっていう、ちょっと考えたら、難しいかね、出すのは。

○**こども課長** ここ9カ月くらいですかね、この9カ月くらいの昨年との比較をいたしますと、高出保育園だけで見ますと、15%くらい伸びているということになっております。それが全てというわけではなくてですね、先ほどもちょっと理由のところでも御説明申し上げましたけれども、未満児がふえますと、夏暑いときにですね、プールをつくります。このプールがですね、当然小さいプールだもんですから、ビニールのプールをまたもう1つ余計につくってですね、水をためるといようなこともございますので、全てが芝生化の関係での散水分ではないと思いますけども、1園のみの比較という中ではそういうふうに出ております。なお、散水もですね、種をまいた後、それから夏につきましては朝晩、朝早く4時だか5時ぐらいからっていうのと夕方らしいですが、1時間くらい水をまくとしてですね、自動散水なんですけど、それからもう秋口になってきますと、それが時間が短くなったりするといようなことで、時間の調整は業者のほうでやっておりますけれども、以上でございます。

○**委員長** ほかにありませんでしょうか。

○**五味東条委員** ちょっとお聞きしますが、24ページの自立支援医療給付がですね、763万円増加ということで、要するに透析患者がふえたんだという説明があったんだけど、どのくらい透析患者がふえて、ちょっと内訳をお願いしたいんだけど。ということは、763万円っていうのは相当大きな金額だもんで、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○**福祉課長** 当初予定しておりました透析患者につきましては9人を予定しておりましたけれども、3人ふえまして12人の方が今利用しております。また入院の方につきましても、お一人の方が通院から入院に変わったということで、内容的にはそのくらいなんですけれども、透析患者の方が1カ月透析に通われますと、大体45万円くらい月にかかってしまいます。ですので、その分掛ける月数掛ける人数ということで、金額的には大きな数字になってしまいます。

○**五味東条委員** ちょっとお聞きしたいが、変な話、俺も予備軍だであれだけどさ、要はね、月に45万円ぐらい透析の人はかかるっていうんだけど、透析の人が支払っているのは月に1万円だけなわけでしょ。そうじゃない。

○**福祉課長** 係長から答弁いたします。

○**障害福祉係長** 更生医療につきましては、身体障害者手帳を持っている方で、その障害の状況を軽くするとか、そういった目的のために使われる制度でありまして、その方が何かしらの医療保険に入っている方についてはその制度を先に御利用になりまして、その自己負担分から、例えば何かの保険を使うと1割とか3割とか自己負担分がありますけれども、その自己負担分からまだ負担を軽減するという制度となっております。ただいま課長が申し上げました12人のうち11人は生活保護を受給されている方になります。その場合は生活保護受給者の医療費は10割をこちらの更生医療で支出することになりますので、先ほどかかった費用は、医療保険を使わずに更生医療のほうで支出する額として平均すると月45万円かかるという数値となっております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

○永田公由委員 ペレットストーブの設置工事の関係ですけど、これ、学校のどういう場所に置くのか、それとその大きさですね、75万円っていう、ペレットストーブの設置工事まで含めて75万円ということですけど、どのぐらいの大きさのものなのか、その辺のところをお願いします。

○教育総務課長 今予定しておりますペレットストーブですけども、一応信州型ペレットストーブということで、ちょっと、こういう四角いやつになります。サイズがですね、幅が81センチ、高さが77センチ、奥行きが47センチになります。あとこれFF方式になっておりまして、排気筒と吸気筒を別につけると、煙突をつけるという形で、その部分を含めると、設置の奥行きとしては全体としては60センチぐらいになります。外に大体高さ2メートルぐらいの煙突がつくという形のものになります。熱量としては1台1万1,000キロカロリーということになりますので、大体通常の教室が大体8メートル、大体8メートル掛ける9メートルぐらい、8メートル掛ける10メートルぐらいの大きさになりますと、通常のストーブだと大体1万6,000キロカロリーぐらいは必要という形ですので、若干小ぶりという形になります。一応今の想定としてはですね、各学校にどこら辺に置いたらいいですかねということで、国庫補助を受ける形の中でも、要は環境教育や何かに資するところで、できれば子供たちが一番使う教室に入れればいいんですけども、ちょっと熱量の問題等もありますんで、今学校とも打ち合わせをしてるんですが、校長室あたりに置かれるパターンになりそうです。

ただ、今、子供たちは校長室とかも、昔は校長室は恐れ多くて入れないということもあったんですが、今は気軽に出入りするという形になってますので、できるだけ目に触れるように使っていただきたいという形で、とりあえずサンプルとして入れさせていただきます。

○永田公由委員 まあその辺はちょっと、もうちょっと検討したほうがいいと思うけど。いいじゃん、教室だって、1年生か何かの教室へ入れてそこへみんなで行くようにするようになるとかさ、いろいろそれは工夫してくれる。それで、これはあれですか、燃料費は大体どのくらい概算見えています。

○教育総務課長 一応ペレットストーブのですね、大体10キロが今1袋なんですけど、大体それが1日1袋ぐらいでいいんじゃないかなということを考えております。1袋550円という形になりますので、今年度につきましては、この予算の議決をいただいてから設置発注、設置という形になりますので、実際には稼働時間はそんなに今年度は長くないと思っております。ですので、既設の消耗品費の中でとりあえずやらさせていただきたいという形でございます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 教育振興扶助費の就学援助費ですけども、これは当初の見込み数が、一般的に見込んでいたのか、それか昨年実績とかを検討する中で300とかに設定してあったのが、やっぱりそれをオーバーしたということ、どういう状態ですか。

○教育総務課長 予算の時点としてはですね、いずれにしましてもこれについては実数補正が今の時期に必要なになります。そういった形の中で、実績というわけではなくてですね、一般的に予算を組む中で設定をさせていただきました。

○副委員長 ということはですね、特に今年度に関して急激に就学援助を必要とする人が急増しているということではなくということですかね。

○教育総務課長 実績としては、急増というわけではありません。

○委員長 ちょっと関連してよろしいですか。今の御答弁だととりあえず、私、多分記憶だと毎年同じ300で組んでて毎回この時期に補正をしていると思うんですが、それも実績が微増しているにもかかわらず、そういう組み方をしているのに何か理由がありますか。

○教育総務課長 まああの予算の、あくまで予算の中での話になってまいりますので、なかなか苦しい当初の予算の台所事情の中だというふうに御理解いただければありがたいかと思えますけど。実質のとおりたしか、ことしの当初予算の折にもたしか委員長から御質問をいただいて、実績でどうかというお話をたしかいただいた記憶があるんですけども、ちょっとやはり、なかなか実績を100%見積もるっていうことも困難でありますし、財源の問題等ございますので、当初予算の時点では、一応、前年当初予算程度という形で見込ませていただいております。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○五味東条委員 最後のページのね、みんなこれ注目してるのは50ページのことなんだけど、例の弁護士料ね。これはうちが勝った場合には弁護士料は向こうからもらうことはできるわけかい。

○生涯学習部長 弁護士費用についてはですね、争点にはなっていないものですから、たとえうちが勝ってもですね、それを請求するというのはまた別の話になるものですから、もらえないということになります。

○五味東条委員 やむを得ないですね。しょうがないです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。

ちょっと私から1つお願いします。24ページの手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣賃金の件なんですけど、これは利用される方がふえたのか、それとも利用されている方の頻度がふえたのか、それか利用できるメニューがふえたのか、このあたりわかりましたらお聞かせください。

○福祉課長 利用者につきましては、大体同じくらいの人数で推移しておりますけれども、お一人の方が使う時間数がふえてきているということで、金額的に足りなくなっている状態です。

○委員長 利用される方が限られているようなんですが、できるだけ多くの方に利用していただきたいということもありますし、現在だと利用者が申請をした場合なんですけれども、例えば防災訓練の際に、例えば行政としてもうつけておくとかっていう、そういったこともぜひ検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長 今、日赤の関係で講座を地区を回ってやっております。そこには手話通訳、要約筆記をつけて障害者の方にも対応できるような訓練もしておりますので、また消防防災のほうと相談しながら検討していきたいと思えます。

○委員長 ぜひよろしくお願いします。ほかにございませんでしょうか。

○中原巳年男委員 先ほど、当初予算の都合があつて云々というような説明、委員長の質問に対してあつたんですが、24ページの障害者福祉サービス事業、これが利用者増という説明だったんですが、ちょっと金額があまりにも大きいものですから、どの程度の予算組みをした人数がどのぐらいになったのかわかるかというふうなことはわかりますか。

○福祉課長 済みません。この障害福祉サービスの予算につきましては、例えば来年度予算を組むときには、26年度、現段階でサービスを利用している方が来年度もそのサービスを1年間利用できる金額を一応予算額とし

て計上させていただいております。ですので、新規でふえた分については、補正予算で対応せざるを得ないというのが現在の予算の組み方になっております。利用者の内容なんですけれども、延べでですね、25年度の延べ利用者数、障害福祉サービスにつきましては7,000件余でしたけれども、今、26年度の見込みでは8,000件余の利用になろうかと思っております。推定しております。また障害児のサービスにつきましても、25年度は940件の利用でしたけれども、今年度は1,200件余の利用を見込んでいるということで、大きな金額の補正になっております。

○中原巳年男委員 そうすると、来年度の当初予算はことしのこの補正分も加えて予算組みをするという形の今説明かと思うんですが、そうした場合にやっぱりこれで1年間に1,000人余りがふえてしまうということについてね、特別こういうような症状だとか、こういうような障害の程度とか、そういうのはどうなんですか。

○福祉課長 このサービスを使うに当たりますと、その方の状況、症状等によりましてどういうサービスを使うかという計画を立てます。その計画に基づいてサービスを利用することになっていくものですから、常の日常生活が少しでも改善されたり、支援を受けることによって改善されるということになりますので、そのサービスを使っていてモニタリングをしながら、もう少しこういうサービスを使えばここがよく改善されるだろうとかってということがやはり、御本人も希望されるでしょうし、御家族も希望されるということの中で、どうしてもサービス、利用するサービスの量がふえていってしまうという状況ですので、またその利用される方々の状況によっても違ってきますので、ちょっと今、具体的な内容についてはわかりかねます。

○委員長 よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。

もう1個お願いします。28ページの保育所運営費のところなんですけれども、年度途中で63人増のうち、未満児がかなりふえているとの御説明だったんですが、未満児の場合は1人当たりの床面積も多くいると思うんですが、今後これ、ふえ続ける傾向にあると思うのですけれども、施設のほうにまだ余裕はあるのでしょうか。

○こども課長 ゼロ、1歳児が3人に1人という基準がございまして、先ほどお話申し上げましたように、保育士につきましてはそういう状況でございます。施設につきましては、もともと余裕を持ってつくってはいるものですから、入れないことはないんですけれども、ただ、3人入ることによって1人の保育士が入りますので、この保育士が当然大人だもんですから、確かに手狭感が出てまいります。今後ですね、今の状況でずっと伸びてはいくっていう想定ではないんですけども、今のまんまの状態が続いたとした場合ですね、その場合には新たな場所の確保というものが当然必要になってまいりますので、来年度とりあえず今、広丘野村保育園のですね、地域交流室という部屋があるんですが、その部屋をですね、そういうゼロ、1歳児が使えるような部屋に一部手を入れたいということで予算要求をしているところでございます。

○中原巳年男委員 この補正とは直接関係ないんですが、来年度のゼロ、2歳児の入園希望を出したときに、現在通園してるんだけど、抽選か何かをするので、来年入れるかどうかっていうのはわからないっていうような説明があったっていうふうになんか保護者の方からもらって、毎年6月とか10月ごろにゼロ、2歳児が入ってくるようなことがあるみたいなんですけども、今、市内の保育園で特に未満児のほうの人員を調整してるっていうことがあるのかなのか、今の説明で保育士さんの確保が非常に難しいということもあったんですが、その辺はどうなんでしょう。

○こども課長 今、委員の御指摘のとおりですね、大変ゼロ、1、2につきましては、調整をどうしても要する

ということがございます。市内に15の公立園と2つの私立の園がございますけれども、特にですね、ゼロ、1、2、特にことし、今年度といいますか、27年度の4月の入園の申し込みを今、一応、第1期の受付をしましたけれども、その中で大変2歳児がですね、今回は非常に多いという状況でございますので、2歳児につきましては6人に1人ということで、部屋とかですね、確保をしていかなきゃいけないんですけども、この2歳児につきまして兄弟関係があったりするというようなことでですね、2歳児は入れるんですけども、例えばゼロ、1が入れないとか、あるいは4、5歳児が入れないとかっていう調整が出てまいります。今、継続児なんだけれども、入れるかどうかまだ確定ができないっていうお話というのはですね、今まで入っていたときの要件がですね、そのお宅は、例えば御主人がフルタイムでお母さんは求職活動であったというような場合ですね、それでも去年は入れたんですけども、今年度その年にですね、もう一度今度申請書を見た中で、共働きで2人ともフルタイムの人がいらっしやるとすると、当然そちらのほうが点数が高くなりますので、そちらを優先せざるを得ないという状況が出てまいります。そうすると、継続児っていうところでもポイントは一応つけるんですけども、それよりもフルタイムで働いているほうが上っていうような場合も出てまいりますので、ケースバイケースっていうことが出てくるかと思えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第19号の当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中、歳出2款総務費中1項総務管理費15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○福祉課長 先ほど言われました資料ができましたので、お配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

それでは、次に進みます。

議案第21号 平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第21号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。説明を求めます。

○長寿課長 議案第21号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、1ページからお願いをいたします。第1条の1行目中ほどにありますよう、歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加いただきますよう

補正をお願いするものでございます。今回の補正は、システム改修に伴う委託料の計上と、職員給与費等の人件費の補正となります。

それでは、歳出から御説明を申し上げますので、11、12ページをお願いいたします。歳出補正予算12ページ最初の白丸、介護保険事務諸経費の介護保険システム改修委託料は、27年分の介護保険料から新たに国、県、市の公費を投入し、低所得者世帯を対象に所得に応じて軽減を拡大する制度の導入が予定されております。また介護保険法の改正によりまして、27年8月から一定以上の所得のある方の利用者負担を1割から2割負担に引き上げるなどの制度改正が予定されておりますので、これらの制度改正に対応するためのシステム改修を行いたく、委託料の補正計上をお願いするものでございます。なお、この経費の対象事業費に対しまして、国庫補助金2分の1の受け入れを予定しております。

次の白丸、嘱託員報酬以下、職員給与費等の補正は、人事課の指示額に基づきまして補正をお願いするものでありますが、一番下の白丸の嘱託員報酬は5款介護サービス事業費となります。この5款の事業費は、要支援1、2の方に対しまして介護予防給付にかかわるケアプラン作成に伴う収入があることから、特別会計予算の中で上段までが保険事業勘定、この5款をサービス事業勘定として区分けして経理を行っております。したがって、この5款のサービス事業勘定の嘱託員報酬を2,000円増額していただいた上で、次のページをお願いします。左13ページの7款予備費において2,000円を減額補正とすることで、サービス事業勘定にかかわる補正額の帳尻を合わせております。歳出は以上です。

続きまして、歳入につきましてページを戻していただきまして、7ページ、8ページをお開きをお願いします。歳入補正予算、右8ページ、上から4つ目の黒ポツ、介護保険システム整備費補助金は、歳出のシステム改修委託料の対象事業費に対しまして国からの2分の1の補助金となります。この補正を除く左ページ一番上の1款保険料、その下の3款国庫支出金、その下の4款支払基金交付金、次のページをお願いします。左9ページ5款県支出金、その下の6款1項一般会計繰入金まで、歳出の対象事業費の補正額に対しまして、法に定めますそれぞれの負担率に応じて補正をお願いするものでございます。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第21号につきましては、原案のとおり認めることに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○委員長 それでは、次に請願の審査に移ります。請願12月第1号を議題といたします。事前に文書表をお配りしておりますので朗読を省きたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、朗読は省かせていただきます。委員の皆様より御質問、御意見ございますでしょうか。

○五味東条委員 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出ということですよ。今の議案がね。私は、個人的には決して少人数学級がですね、あんまりいいとは思っておりません。ある程度集団教育というのは必要ですので、要するに少人数学級をですね、して少ない教育をするということよりかも、もっと集団生活を身につけて、ある程度そんなことやるよかも、みんなの集団で教育するということをやったほうがいいじゃないかなと、私は個人的に思っております。あまりにも少人数学級にすることによって、いわゆる自分だけの主張をするような子供が出てきたじゃねえかと私は思いますが、ある程度集団でみんなで行動するというのも、やっぱり身につけるには40人ぐらいのですね、学級のほうがいいじゃないかと私は思います。したがって、この請願については不採択と私は考えます。

○委員長 ほかの委員さんから御意見はありますか。

○副委員長 どこまでも少人数にしろという要望をこの人たちもしているわけではなくて、35人に国が引き下げて、小学校1年のみが実施になっているということで、このものを拡大をしてほしいということが言われていることだと思いますので、私はぜひ請願を採択し、意見書を上げていきたいと思っております。

○中原巳年男委員 他市の状況ってどうなってる。

○庶務係主事 この請願につきましては6市で受理されておまして、採択が5市、趣旨採択が1市となっております。

○中原巳年男委員 たしかこれ、毎年今の時期に出てきていますし、それからこの7団体って中に校長会とかPTA、P連とかそういうのも入ってる中での要望なので、私としては採択すべきものというふうに思います。

○委員長 採択と不採択と意見が出てますので、挙手による採決をとりたいと思っております。

それでは、採択に賛成の委員の方の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○委員長 挙手多数により、請願12月第1号少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願につきましては、賛成多数により採択することに決しました。意見書の提出につきましては、意見書案はありますか。正副委員長に御一任をいただきたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、異議なしとのことですので、正副委員長に一任いただきます。

次に陳情の審査に移りたいと思っております。

陳情12月第1号 戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情

○委員長 当委員会に付託されました陳情は4件であります。まず陳情12月第1号戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情につきまして議題といたします。文書表があらかじめお配りされ

ておりますので朗読を省きたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、朗読を省かせていただきます。委員の皆様より御意見ございませんでしょうか。

○永田公由委員 事務局に確認したいんだけど、この陳情者、硫黄島遺骨収集団信濃、これはどういう団体ですか。

○庶務係主事 済みません。今調べているところなんです、まだちょっと出ていませんので、また後で回答させていただきます。

○永田公由委員 この陳情はあれですか、県内では何市、どこどこに出されています。

○庶務係主事 陳情は4市に出されていて、あと結果につきましては、受理が4市でして、採択が1市、不採択が1市、審査前が1市、配付のみが1市になっています。

○永田公由委員 ちょっとこの趣旨はね、確かに戦没者の遺骨を収集しなきゃいけないってことはわかるんだけど、その団体もどういった団体かちょっと不明確な部分もあるし、県内各市に出されてるわけじゃないもので、私はこれ一旦継続にして、きちんとどういった団体か詳細わかった時点から審査したほうがいいと思いますけども。

○委員長 ただいま継続審査の意見が出されましたが、継続審査とするかを諮りたいと思います。陳情12月第1号戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情につきまして、継続審査とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○委員長 それでは、陳情12月第1号につきましては、全員一致をもちまして継続審査とすることに決しました。次に進みます。

陳情第4号と5号につきましては、説明者の方が午後1時からお見えになる予定になっておりますので、飛ばしまして次に進みます。

陳情12月第6号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情

○委員長 陳情12月第6号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情につきまして議題といたします。文書表があらかじめ配られておりますので朗読を省きたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、朗読を省きます。委員の皆様より御意見、御質問ございませんでしょうか。

○副委員長 最近報道もされておまして、このヘイトスピーチに関しては、人道上も人権上も問題がある行為をしているのではないかというふうに思っております。また最近でも、最高裁でこのヘイトスピーチの違法性を認めた判断が、裁判官の全員一致で認められたというようなことも報じられておまして、これは、こうした意見、陳情は採択、受理していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、異議なしと認め、陳情12月第6号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。意見書案がありましたら配付をお願いします。

意見書の朗読をお願いします。

○庶務係主事 意見書案が出されていますので、朗読させていただきます。

ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書（案）。

国連人種差別撤廃委員会は8月29日、日本政府に対して、ヘイトスピーチ（憎悪表現）問題に毅然と対処し、法律で規制するよう勧告する最終見解を公表しました。

日本が1995年に加入した人種差別撤廃条約では、参加国で差別が行われていないか、一定の期間を置きながら、国連の人種差別撤廃委員会が審査してきました。

今回の最終見解は、日本への審査の総括として、同委員会が8月29日に採択したものです。最終見解は、日本のヘイトスピーチの状況にも言及しており、特に在日韓国・朝鮮人（コリアン）への人種差別的デモ・集会をする団体によるヘイトスピーチの蔓延や、政治家・公人によるヘイトスピーチが報告されたことや、メディアでのヘイトスピーチの広がりなどについて、懸念が表明されています。さらに、そうした行為が適切に捜査・起訴されていないことも、懸念点だとしています。

こうした懸念状況に対して、最終見解は、ヘイトスピーチを規制するための措置が、抗議する権利を奪う口実になってはならないと指摘するとともに、弱者がヘイトスピーチやヘイトクライムから身を守る権利を再認識するよう指摘しました。

そして、人種及び社会的マイノリティーへの差別的な表明や差別的暴力に断固として取り組むことや、メディアのヘイトスピーチと闘うため適切な手段をとること、そうした行為に責任のある個人・団体を訴追したり、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁を科すことなどを、政府に勧告しています。

一刻も早く人種差別撤廃委員会の31項目の勧告を誠実に受けとめ、ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する新たな法整備がなされることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。以上です。

○委員長 それでは、この案文につきまして委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

○委員長 それでは、ただいま正副委員長に一任という御意見をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。ここで、午後1時まで休憩とします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

陳情12月第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

陳情12月第5号 介護従事者の処遇改善を求める陳情

○委員長 引き続き陳情の審査を行います。陳情12月第4号、陳情12月第5号を一括議題といたします。文書表が配布されておりますので、朗読のほうは省きたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、朗読を省かせていただきます。陳情者の方がお見えですので、趣旨について御説明をお願いいたします。

○陳情説明員 私、長野県医療労働組合連合会で書記長をしております傳田と申します。本日は委員会の貴重なお時間をいただきまして、説明の機会を与えていただき誠にありがとうございます。

それでは、最初に安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情に対する趣旨を説明したいと思います。平成21年において全国では143万人の看護師が就業し、毎年資格取得者は4万6,000人でしたが、結婚、出産などの理由、夜勤、超過勤務などが、業務の過重性からの理由で毎年12万5,000人が離職していました。こうした現状を踏まえ、看護師等の勤務環境を改善するため、厚生労働省より平成23年6月、看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについてとする5局長通知が出され、続いて平成25年2月、看護師に限らず医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するために6局長通知が出されました。平成26年からは、全ての都道府県に医療勤務環境改善支援センターを設置するよう指示があり、各医療機関の勤務環境改善を支援するための方針と予算が組まれております。

しかしながら、私たちが実施した看護職員の労働実態調査の結果からも、看護現場の過重労働、健康破壊、人員不足状態が続いており、抜本的な勤務環境改善につながる夜勤改善と大幅増員は待ったなしの状況です。私たちは、厚労省の通知に沿った取り組みが推進されることを願うとともに、看護師等の夜勤労働の軽減、大幅な人材の確保、患者、国民の自己負担の軽減、地域に必要な医療提供体制と病床機能の確保について国に求めています。貴議会におかれましても、御理解、御賛同をお願いし、国に意見書を上げていただくことをお願い申し上げます。

続いて、陳情項目の内容につきまして説明させていただきます。項目1、看護師などの労働環境の改善についてですが、お手元の資料、夜勤規制Q&Aをごらんになってください。ページを開いていただきますと、真ん中に夜勤交替労働の保護と規制のためにとあります。その右側3番の間違った三交替、逆循環の圧縮勤務という項目があります。これは、医療現場での勤務の一例です。表の図の中の一番上、常日勤とあります。これは、外来や夜勤のない職種では、御存じのとおり昼間だけの勤務となりまして、勤務と勤務の間隔は16時間あいていることとなります。

ところが、病棟の看護師など三交替勤務では、図の2番目になりますが、2番目の日勤の次に深夜というふうが続いております。一般的に私どもこれを日勤深夜と呼んでおりますが、これは朝から夕方まで日勤の勤務をし、その日の深夜また0時頃に再度出勤するというようなパターンです。これですと、勤務の間隔は8時間しかないこととなりますが、残業も常態にあることから、実際には5、6時間の勤務間隔しかないこともあります。その間に家に帰って家庭の食事ですとか入浴を済ませ、仮眠を取って深夜勤務に出ていくというのが実態です。医療現場において夜勤は避けられない問題ですが、患者さんの命と健康を守り、質の高い医療、介護を提供するには、こうした圧縮勤務をなくして質の高い労働環境が必要です。

図の3番目のほうは、二交替の図なんですけれども、準夜勤務と深夜勤務を合わせて2日分一気に働くというパターンもふえてきております。

こうしたことから、夜勤交替制労働者にはより負担の少ない勤務が必要であると考えておりますので、1日の労働時間は8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上を希望しております。週32時間以内という根拠につきましては、ILOの夜業条約等あります。夜間勤務をするものは昼間の労働者よりも労働時間を短くするべきだというものがありますので、国際的なルールにのっとってこのような勤務形態を私たちは希望しております。

項目2についてです。日本の医師や看護師、介護職員の数はまだまだ少なく、過酷な労働実態に置かれているのが実態です。私どもが昨年行いました看護職員の労働実態調査、こちらもお手元にあるかと思いますが、そちらの結果を見ましても、1カ月の時間外労働で過労死ラインと言われております60時間以上を超えている者が69人おりました。また、人員が少なく業務が過密なため十分な看護が提供できていない、人手不足で仕事がかついために仕事をやめたいと多くの看護師が訴えており、人手不足から過重労働になり離職するという悪循環が生じています。

また、日本の医師数は先進諸国の平均の3分の2、OECD諸国34國中31位と医師の数が少ない上、都道府県の偏在も言われております。ちなみに長野県で言いますと、10万人当たりの医師数は全国で33位という不足ぶりです。看護職員は、2025年には国は200万人が必要と予測しておりますが、私たちは現状の150万人の2倍、約300万人が必要と考えています。政府は、病院から在宅への流れを進めておりますが、在宅化を進めるのと同時に患者さんと看護師双方の安全を担保するためには、訪問看護師の大幅な確保が必要と予測しているからです。また介護職員の予測必要数は現在の150万人から、2025年には250万人が必要になると言われております。このように、日本の医療、介護の提供体制を持続可能なものに再構築していくために、医師・看護師・介護職員を大幅にふやしていただきたいと考えます。

続いて項目3についてです。2025年には団塊の世代が75歳を迎えることから、医療や介護に必要な社会保障費の自然増は避けられない問題です。また、安全・安心の医療介護を提供するための、ただいまの要請項目1、2、労働環境の整備や医療・介護従事者の増員にも一定の財源は必要になってきます。これまで、患者・利用者の自己負担が段階的に引き上げられてきた経過もあり、現場で働いております私たちの仲間から見ましても、患者さん、利用者さんへのこれ以上の負担増は限界だと感じます。国の制度によって必要な医療・介護から取りこぼされる国民が出ることはないよう、患者自己負担を減らし、国の責任による医療・介護の充実を求めています。

最後に項目4についてです。ことしの6月に医療・介護総合法が成立しましたが、これによって病院から在宅医療へ、施設介護から在宅介護へという流れが一層明確化されました。厚労省のモデルでは、現在のままでは2025年に202万床病床が必要になるところを、適正化、効率化するとして43万床削減し、159万床に抑制するとしています。この10月には各病院から高度急性期、急性期、回復期、慢性期のいずれかの病床機能を選択し、都道府県に報告することになりました。これをもとに都道府県は2025年に目指すべき地域医療構想を策定し、病床再編や削減が都道府県の権限でできるような仕組みになっております。ですが、このまま病床削減というところだけが進んでいってしまえば、多数の医療難民、介護難民が発生することになります。病床削減ありきではなく、地域の実情に合った必要な病床機能を確保するよう求めています。

以上、御説明しましたとおり、安全・安心の医療・介護を持続的に提供する立場から、ぜひとも私どもの陳情について御理解をいただき、意見書を採択し、国に提出していただきますようお願い申し上げます。次の介護のほうも。

○委員長 お願いします。

○陳情説明員 続いて介護従事者の処遇改善を求める陳情の説明です。お手元の署名つきチラシがあると思います。そちらの全労連という私どもの上部団体、私たちが加盟している労働組合のほうで全国的にやっているものですが、その中ほどに介護職員の賃金があります。全労連で介護現場の労働者の労働実態調査を行った結果、そのような、全産業労働者平均と比べても9万円の開きがあるというような結果になっております。介護労働者の平均賃金は、正職員であっても月額20万7,795円、全産業労働者平均より約9万円も低いという結果です。厚労省の調査でも同じような結果が出ております。

賃金センサスの結果を見ますと、お手元の資料にはないんですけども、ひも解いてみますと、全産業の平均賃金が32万4,000円に対しまして、社会保険、社会福祉、介護事業の3業では23万8,400円、福祉施設で働く介護員だけで見ると21万8,900円と、8万円から11万円の賃金の格差があることがわかっております。このような低賃金では結婚して家庭を持つことも困難なことから、将来に展望が持たず、男性介護士が結婚を機に退職していくという、寿退社という事態も介護の現場では起こっております。さらに、非正規介護職員の半数が時間給1,000円以下の低賃金で、正規の職員と同じ介護の労働をしていますが、そのような状況に置かれております。

このように介護現場の離職の実態ですとか、人員の不足に陥っている最大の原因は、やはりあまりにも介護職員の賃金が低いからだとは私たちは考えております。また厚労省は、2025年の超高齢社会までに介護職員が250万人、現在の1.5倍以上の人員が必要としています。介護人材の確保と定着は待たなし、不可欠の課題となっております。ところが現状は、年間約25万人近く全国で入職者がある一方で、約24万人が離職していき、その24万人のうち約13万人は他産業に出ていっている実態もあります。また、介護福祉士を養成している多くの専門学校は定員割れの状況にあり、私、きょうは長野市から来たんですけども、長野にある文化学園の専門学校でも来年度の介護福祉士の養成を停止しているという報道もされております。

こうした状況を抜本的に改善するには、やはり介護従事者の低い賃金を全産業平均までまずは引き上げること、そしてこれからの高齢化社会を支えていく役割にふさわしい賃金、当たり前前の生活が営めるものに改善していかなければ、必要とされるだけの人材確保は困難ではないかと考えております。

国のほうではこの間、平成21年に介護職員の賃金を引き上げるため、1人当たり平均1.5万円引き上げるための介護職員処遇改善交付金を創設し実施しました。その後、平成24年の介護報酬改定においては、交付金と同様の仕組みで介護職員処遇改善加算というふうになりました。現在は、来年度、平成27年度の介護報酬の改定において加算を継続するのか、どのような形ですのかを検討しておりますが、陳情項目の1では、賃金水準の現状と人材確保の必要性から介護従事者の処遇の抜本的改善が必要であること、そしてその費用については、保険料や利用料の増大に結びつかない国の負担で行うことを求めています。また、国は処遇改善の対象者を介護職に限定していますが、介護現場では看護師、事務職、生活相談員、給食調理員など多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低いために、賃金の引き上げは必要になっております。

こうした背景から、陳情項目2では、処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大することを求めています。安全・安心の介護の実現のために、また2025年の超高齢化社会を支えるため、介護従事者の処遇改善と人材確保に抜本的な改善が求められます。どうか皆様のこの陳情について御理解いただき、意見書を採択し、国に提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問、御意見等ありますか。

○副委員長 私は、この陳情2件とも採択をし、意見書を上げていきたいと思っています。これから本当に高齢化社会で、私たちも含め介護医療にお世話になっていく、そういう年齢層にも差しかかっておりまして、やっぱり今こういった体制を整えないと、必要なときに必要な医療や介護のサービスを受けていくことができないような実態が生まれてしまえば、大変なことだと思いますので、ぜひ意見書を上げていきたいと思っています。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○五味東条委員 ちょっと質問しますがね。要するに1日8時間でということなんですが、週32時間以内ということは、例えば1日8時間すると、例えば4日で32時間ですよ。1週間土日休みにしても、月曜日から金曜日までというと、5日間で1日8時間だったら40時間になるかな。その32時間以内ってことは、単純にすると、4日しか働かないというふうに解釈してよろしいわけですか。

○陳情説明員 単純に考えれば週4日労働ということになりますが、やはり、なぜそういうふうになるかというのは。

○五味東条委員 そこをちょっとお願いしたいと思いますが。

○陳情説明員

そうですね。先ほども申し上げましたが、ILOのほうでも、まずは夜勤をする労働者の労働時間は短いほうがいいということ。そして何て言うんですか、科学的にも証明されているんですけど、夜勤労働っていうの自体がまず健康に害がある働き方であるというのがわかっておりまして、やはりホルモンのバランスが崩れたりとかして、夜間勤務をやっている労働者は、女性では乳がんがふえる、男性もがんがふえるというような結果が出ていますよね。そういう労働者の健康を守るということからもそうですし、やはり患者さん、利用者さんの安全を守るということで、勤務間隔が短いままだと労働者自身の疲れが残ったまま次の勤務に入るようになって、利用者さん、患者さんの健康が守れる状態ではない。やはり、慢性疲労を持ったまま働いている労働者の看護師、介護職員に、何て言うんですか、看護を受ける利用者の立場に立ってみても、それはよくないということもあります。それから、やはり人間の生体リズムとして、日中は働き、夜は休むという生体リズムもありますので、そういうことをいろいろ加味しますと、やはりきちんと勤務の間隔をより、その上1日8時間、労働基準法でもなっております、守ろうとすれば、やはりどう勤務を組んでも32時間にしかないというふうに、私ども計算したらなったわけです。というのは、先ほど日勤。

○五味東条委員 夜間だとか、そういうことがあるから、夜勤だとか。

○陳情説明員 そうですね。日勤深夜という先ほど例出しましたけれども、やっぱり何て言うんですかね、これも睡眠の研究者がきちんと研究した結果なんですけれども、寝る時間を前に持つてくるっていうのは、人間はどう寝ようとしても寝つけないというリズムがあるそうなんです。日勤深夜だと、仮眠を例えば12時の勤務に入るのでしたら、9時や10時に仮眠をとるんですけども、普段10時、11時に寝ているような方が9時、1

0時に寝るってのは、なかなか眠りに入れない。逆に、9時、10時に寝ている人が11時、12時に寝るのは睡眠が入りやすい。そういうことも加味していきますと、やはりこの夜勤規制Q&Aという先ほどのパンフレットにもありますけれども、勤務の回し方を正循環っていうんですかね、始まる時間が時計回りになるような働き方がよいというふうに研究者も言っておるので、そういうようなことから私たちはこういう勤務改善を求めているわけです。済みません、説明になっているかどうかちょっとわかりませんが。

○五味東条委員 わかりました。いいです。

○委員長 ほかにございませんか。

○永田公由委員 私がね、入院しているときに聞いたら、やはり今言われたように三交替制をとっていて、例えば夜中の12時に出勤して来た方が朝8時まで、そこで出勤して来て今度は夕方4時まで、4時から12時までという、この3つのパターンを繰り返して、そのうち週で1日だけ2日休みがあるっていうような勤務体制だったんですよ。ただ、いわゆる出勤して来た看護師さんに聞くと、遠い方だと30分以上かけて来なきゃいけないもんだから、もううちを出るのが1時間ちょっとくらい前には出て病院に向かわなきゃいけないっていうようなことを聞いていると、結局拘束時間というのは大分長くなりますよね。8時間労働でも、結局往復考えると10時間近いような労働になって、本当に気の毒みたいな感じだったんですけど、そうやって、まだそこは大きい病院だもんだから、ある程度それがパターンが守られているとは思うんだけど、病院によってはね、もっとひどい実情もあるというようなお話もされてたんで、当然これはもう皆さんおっしゃるような方向に持ってかなきゃいけないんですけど、これをやるにはやっぱり国を何とかみんなで動かしていかないとだめだと思います。特に介護報酬がもともとスタート時点から低いというのは、これ何か理由があって低かったわけですか。その辺はわかりませんよね。

○陳情説明員 その理由はちょっと私にはわかりません。済みません。

○永田公由委員 私もちっと若い子がある介護施設へ紹介してやったんだけど、その子が言うのには、入っても3カ月たないうちに同期で入った子が全部やめちゃって自分だけになっちゃったと。経営者に給料を何とか上げてくれないかって言って、従業員でやったらいいんだけど、経営者いわくね、今、介護職員なり手がいくらでもいるから、嫌だったらいつやめてくれてもいいよって、こういう意識で上げようとしな。毎日もう見るのが遺体だけということで、僕もやめたいけどって言うもんで、そこを頑張らなきゃだめだと言ってなだめてるんだけど、そういう実態を聞くとね、やっぱり介護職の報酬も上げなきゃいけないし、当然その交替制もやっけないと、これ日本の医療や介護の体制自体がおかしくなっていっちゃうと思います。私は当然、これはもう採択して国に意見書を上げてくべきだと思います。

○委員長 よろしいですか。それでは、採択という意見が出されておりますが、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情12月第4号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情並びに陳情12月第5号介護従事者の処遇改善を求める陳情につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。意見書の提出を求められておりますので、案があれば配付願います。

それでは、事務局のほうから朗読をお願いします。

○庶務係主事 意見書案が出されていますので、読み上げさせていただきます。

最初に、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書です。

厚生労働省は、看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについて（5局長通知）や医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、医療分野の雇用の質の向上のための取り組みについて（6局長通知）の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

医療機能の再編を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
4. 病床削減・平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療・介護を充実させるために必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続いて、介護従事者の処遇改善を求める意見書を読み上げます。

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まる中で介護労働者の数も年々増加しています。しかし、低賃金・重労働という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移を見ても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237から249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年あたり6.8から7.7万人の増員が必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっています(全労連「介護労働実態調査」)。

国は介護・障害福祉従事者処遇改善法を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

1. 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。

2. 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上です。

○委員長 それでは、委員の皆様からこの案文につきまして御意見がございましたらお願いします。字句等の訂正につきましては、正副委員長に御一任願いたいですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。その他、何かございますでしょうか。

閉会中の継続審査の申し出

○福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いをいたします。議会閉会中につきましても、福祉教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項につきまして、継続して審議くださるようお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

当委員会の審査結果報告書及び委員長報告及び意見書の案文につきましては、委員長に御一任を願いたい。御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 提案をいたしました各議案につきまして、熱心に御審査をいただきまして、提案どおりお認めをいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、12月定例会福祉教育員会を閉会いたします。

午後1時32分 閉会

平成26年12月16日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 宮田 伸子 印